

石川県公報

令和3年4月1日(木曜日)

号 外

(第28号)

目 次

規 則		公 告	
○石川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則 (管財課)	1	○令和3年度に石川県において締結が見込まれる建築物の管理業務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (同)	4
○石川県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正 (管財課)	1	○特定調達契約に係る入札公告 (管財課)	7
○政府調達に関する苦情の処理手続要領の一部改正 (同)	2	○令和3年度調理師試験公告 (健康推進課)	9
○令和3年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (同)	2	教育委員会	
		○教育振興・教員確保指導力向上推進室の廃止	9
		○教員確保・指導力向上推進室の設置	9
		○保健体育課に所属する職員を令和3年度全国高等学校総合体育大会に関する事務処理のため駐在させる地の指定	9

規 則

石川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和三年四月一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十一号

石川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

石川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年石川県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定(以下この条において「協定」という。)、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束を実施するため」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。)第十四条の規定に基づき」に、「国際約束の」を「特例政令の規定の」に改め、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。)に定めるもののほか、」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の石川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

告 示

石川県告示第130号

石川県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年石川県告示第365号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1条中「1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下この条において「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」を「2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

石川県告示第131号

政府調達に関する苦情の処理手続要領（平成8年石川県告示第366号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1条中「1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下この条において「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」を「2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

石川県告示第132号

令和3年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定するものをいう。）に関し、競争入札に参加する者に必要な資格の基本となる事項並びに資格審査の申請の時期及び方法等を次のとおり告示する。

令和3年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達をする物品等の種類

調達をする物品等（特例政令第2条第3号に規定するものをいう。）の種類は、次のとおりとする。

車両類、機械器具類、パーソナルコンピュータ等

2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、令和3年4月1日から(4)に掲げる交付場所において、競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること（郵送の場合は、書留郵便とすること。）。

ア 申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）に係る貸借対照表、損益計算書及び株主（社員）資本等変動計算書（株主（社員）資本等変動計算書にあっては、法人の場合に限る。以下これらの書類を「財務諸表」という。）

イ 石川県税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来した県税に関するもの）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来したもの）

エ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

オ 委任状（代理人を選任した場合に限る。）

カ 誓約書

キ 役員等名簿

ク その他知事が指示する書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の交付場所及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

4 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後競争入札の参加を制限された期間を経過していないもの(これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、競争入札の参加を制限された期間を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(4) 直前決算において販売(製造)高のない者

(5) 申請をする日の前日までに納期限の到来した県税を滞納している者

(6) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 競争入札に参加する者の資格の審査等

(1) 競争入札に参加する者の資格の審査は、次に掲げる項目について行う。

ア 営業年数

申請をする日の前日までの営業年数

イ 役員及び従業員数

申請をする日の前日における常勤の役員及び従業員数

ウ 自己資本の額

直前決算における自己資本の額(法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあっては純資本の額とする。)

エ 流動比率

直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比

- オ 年間販売(製造)高
直前決算における販売高又は製造高
- カ 環境への配慮の状況
- キ ワークライフバランス等の推進の状況
- ク 障害者雇用環境整備の状況
- ケ 指名停止の状況

(2) この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者(以下「競争入札参加資格者」という。)については、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号。以下「平成9年告示」という。)による令和3年度の競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。

(3) 平成9年告示に基づく審査において令和3年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。

6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間

(1) 決定の日から令和4年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年9月中に令和4年度及び令和5年度の資格審査の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 申請書の変更届

競争入札参加資格者は、経営の状態が申請の内容と著しく相違したとき、又は次のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所(所在地)
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者の職・氏名
- (4) 役員等の職・氏名
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項等
- (7) 電話番号
- (8) ファックス番号

9 資格の取消し等

競争入札参加資格者が4(2)に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

石川県告示第133号

令和3年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条に規定するものをいう。)に関し、競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等を次のとおり告示する。

令和3年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達をする特定役務の種類

調達をする特定役務(特例政令第2条第3号に規定するものをいう。)の種類は、建築物の管理業務であって、次のとおりとする。

清掃業等

2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書(以下「申請書」という。)は、(4)に掲げる交付場所において、競争入札参加者資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

競争入札参加者資格を得ようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること(郵送の場合は、書留郵便とすること)。

ア 申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度の決算(以下「直前決算」という。)に係る貸借対照表、損益計算書及び株主(社員)資本等変動計算書(株主(社員)資本等変動計算書にあっては、法人の場合に限る。以下これらの書類を「財務諸表」という。)

イ 石川県税納税証明書(申請をする日の前日までに納期限の到来した県税に関するもの)

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書(申請をする日の前日までに納期限の到来したもの)

エ 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出を証する書類の写し

オ 登記事項証明書(法人の場合に限る。)

カ 委任状(代理人を選任した場合に限る。)

キ 誓約書

ク 役員等名簿

ケ その他知事が指示する書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の交付及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課庁舎管理グループ 電話番号 076-225-1261

4 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後競争入札の参加を制限された期間を経過していないもの(これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、競争入札の参加を制限された期間を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し必要とされる許可、認可等を得ていない者又は登録若しくは届出を怠っている者

(4) 直前決算において請負高のない者

(5) 申請をする日の前日までに納期限の到来した県税を滞納している者

(6) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 競争入札に参加する者の資格、審査等

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査は、次に掲げる項目について行う。

ア 営業年数

申請をする日の前日までの営業年数

イ 役員及び従業員数

申請をする日の前日における常勤の役員及び従業員数

ウ 自己資本の額

直前決算における自己資本の額(法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあっては純資本の額とする。)

エ 技術者数

申請日の前日における法令等に基づく技術者数

オ 流動比率

直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比

カ 申請に係る事業の直前決算における年間請負高の合計

キ 環境への配慮の状況

ク ワークライフバランス等の推進の状況

ケ 障害者雇用環境整備の状況

コ 指名停止の状況

(2) この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者(以下「競争入札参加資格者」という。)については、平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号。以下「平成11年告示」という。)による令和3年度の競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。

(3) 平成11年告示に基づく審査において令和3年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者とみなす。

6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間

(1) 決定の日から令和4年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年9月中に令和4年度及び令和5年度の資格審査の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 申請書の変更届

競争入札参加資格者は、経営の状態が申請の内容と著しく相違したとき、又は次のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 住所(所在地)

(2) 商号又は名称

(3) 代表者の職・氏名

(4) 役員等の職・氏名

(5) 使用印鑑

(6) 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出に関する事項

- (7) 資格、免許等の取得
- (8) 委任事項等
- (9) 電話番号
- (10) ファックス番号

9 資格の取消し等

競争入札参加資格者が4(2)に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和3年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

タブレット端末 2,498台

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年7月30日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和3年石川県告示第132号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項を証明する書類をそれぞれに定める日時までに、4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書の例示品以外で入札に参加する場合は、当該物品が例示品と同等であること。

令和3年4月13日(火)午後5時

- (2) 当該物品を確実に納入できること。

令和3年4月20日(火)午後5時

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和3年5月11日(火)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

令和3年5月11日(火)午後1時30分 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased

Computers for school education

According to specifications

- (2) Delivery date

By 30 July 2021

- (3) Delivery place

To be specified later

- (4) Time limit of tender

11:00 a.m. 11 May 2021

- (5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

令和3年度調理師試験公告

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2の規定により、試験事務の全部を公益社団法人調理技術技能センターに委任し、令和3年度調理師試験を次のとおり実施する。

令和3年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

本試験 令和3年10月30日(土)午後1時30分から午後3時30分まで

再試験 令和3年12月11日(土)午後1時30分から午後3時30分まで

※本試験が台風等により実施できなくなった場合に限り再試験を行う

2 試験場

金沢市鞍月2-1

石川県地場産業振興センター

3 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論及び食文化概論

4 出願方法

次に定めるところにより、出願書類一式を郵送すること

(1) 提出先

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階

公益社団法人 調理技術技能センター

電話番号 03-3667-1815

(2) 受付期間

令和3年5月10日(月)から同年6月4日(金)まで

5 その他

出願書類の請求及び試験詳細に係る問い合わせ等については、公益社団法人調理技術技能センターに行うこと。

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第8号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により設置した教育振興・教員確保指導力向上推進室は、令和3年3月31日限り廃止した。

令和3年4月1日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第9号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により、令和3年4月1日次のとおり室を設置した。

令和3年4月1日

石 川 県 教 育 委 員 会

1 名称

教員確保・指導力向上推進室

2 位置

石川県教育委員会事務局内

3 分掌事務

教育関係職員等の研修の総合企画調整に関すること。

石川県教育委員会告示第10号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により、保健体育課に所属する職員を令和3年度全国高等学校総合体育大会開催に関する事務処理のため駐在させる地を令和3年4

月1日次のとおり指定した。

なお、保健体育課に所属する職員を令和3年度全国高等学校総合体育大会開催に関する事務処理のため駐在させる地の指定(令和2年石川県教育委員会告示第11号)は、令和3年3月31日限り廃止した。

令和3年4月1日

石 川 県 教 育 委 員 会

金沢市大樋町

白山市馬場

金沢市本多町

鳳珠郡能登町字宇出津